

# 令和 8 年度 教育職員免許法の特例による「介護等体験」 社会福祉施設等受入調整事業実施要綱

## 1 趣旨

教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ、教員としての資質の向上や義務教育の一層の充実を図る観点から、小学校及び中学校の教諭の普通免許状取得希望者に、社会福祉施設等で行う「介護等体験」の円滑な推進を図ることを目的とする。

## 2 実施主体

社会福祉法人 鹿児島県社会福祉協議会(以下、「鹿児島県社協」という。)

鹿児島県社協は、社会福祉施設等での介護等体験の受入調整窓口となる。

なお、鹿児島県内の特別支援学校等における介護等体験については、鹿児島県教育委員会において別途定めるものによるものとする。

## 3 対象者

18歳以上の小学校及び中学校の教諭の普通免許状を取得しようとする者で、現に大学・短期大学(以下「大学等」という。)に在籍し、次の(1)あるいは(2)に該当する者

- (1) 県内の大学等に在籍する者
- (2) 県内の出身者で県外の大学等に在籍する者

## 4 介護等体験の内容等

### (1) 介護等体験の内容

介護等体験は、社会福祉施設等受入施設の事情に応じ、以下に例示するような無理のない内容とする。

なお、社会福祉施設等の敷地以外で、その施設等が主催する行事等についても介護等体験の範囲に含むものとする。

- ① 社会福祉施設等を利用する高齢者、障害者及び児童に対する介護・介助
- ② 社会福祉施設等を利用する高齢者、障害者及び児童の話し相手、散歩の付添い等の交流等体験
- ③ 社会福祉施設等が行うレクリエーションや運動会等の行事の手伝い
- ④ 掃除・洗濯といった利用者等と直接接するわけではないが、受入施設の職員に必要とされる業務の補助等
- ⑤ その他、社会福祉施設等が用意した活動への参加等

### (2) 介護等体験の実施施設

受入対象となる実施施設は、保育所を除く法令に根拠を有する社会福祉施設等のうち、下記の①から

④に定める施設で日中に利用(5～6時間)がある施設とする。

- ① 老人福祉法による施設
  - ア 特別養護老人ホーム
  - イ 老人デイサービスセンター
  - ウ 養護老人ホーム
  - エ その他老人福祉法に則した施設
- ② 障害者総合支援法による施設
  - ア 障害福祉サービスを行う施設(生活介護、自立訓練、就労継続支援B型等)
  - イ その他障害者総合支援法に則した施設
- ③ 児童福祉法による施設
  - ア 児童養護施設
  - イ 障害児入所施設
  - ウ 児童発達支援センター
  - エ その他児童福祉法に則した施設(障害児通所支援を行う施設等)

- ④ 介護保険法による施設
  - ア 介護老人保健施設
  - イ その他介護保険法に則した施設

## 5 介護等体験の期間等

- (1) 期間: 令和8年7月6日(月)から令和9年2月5日(金)までとする。
- (2) 日数: 原則として、月曜日から金曜日の連続した5日間とする。
- (3) 時間: 原則として、1日の体験時間は5, 6時間程度とする。
  - ※ 但し、社会福祉施設等の勤務体系の状況により、これにより難しい場合は、この限りではない。

## 6 鹿児島県社協の主な業務

### (1) 社会福祉施設等への年間受入計画書の作成, 提出依頼及び受付等

- ① 鹿児島県社協は、県内の社会福祉施設等に、「介護等体験受入計画表」(様式6)(以下「受入計画表」という。)の作成, 提出を依頼する。(ホームページを利用した提出を原則とする。)
- ② 鹿児島県社協は、県内の社会福祉施設等から申し込まれた「受入計画表」に基づき、調整作業を行う。

### (2) 大学等からの申込書の受付等

- ① 鹿児島県社協は、ホームページを利用して学生から提出された「介護等体験申込書(学生用)」(様式3)と大学等から提出された「介護等体験希望学生個人票(写真付き)」(様式4)を受け付け、これに基づき調整作業を行う。
- ② 鹿児島県社協は、大学等において事前指導(オリエンテーション)を受けていない学生については、申込みを断る場合もある。
- ③ 鹿児島県社協は、学生が社会福祉施設等に直接申し込んだ場合、大学等を通じて申込みを行うように指導する。

### (3) 調整, 通知事務

鹿児島県社協は、ホームページを利用して社会福祉施設等から提出された「受入計画表」(様式6)と学生から提出された「介護等体験申込書」(様式3)をもとに調整を行う。調整結果は、「介護等体験受入決定通知書」(様式9及び様式10)により大学等と受入社会福祉施設等にそれぞれ通知する。

なお、調整にあたっては、地域・時期・施設種別等の希望を踏まえて調整を行うが、学生は必ずしも希望どおりの調整にはならない場合もあることを前もって了承するものとする。

### (4) 大学等への報告

鹿児島県社協は、令和8年度の介護等体験の状況について、令和9年3月に大学等に対し「介護等体験報告書」(様式11)により報告を行う。

### (5) 個人情報の取扱い

鹿児島県社協は、申込みの際に提出された個人情報については介護等体験業務のために利用するものとし、目的以外には使用しないものとする。

## 7 社会福祉施設等の主な業務

### (1) 年間受入計画書の作成等

社会福祉施設等は、鹿児島県社協からの依頼により、鹿児島県社協のホームページを利用して「受入計画表」(様式6)を作成し、提出する。

### (2) 介護等体験の受入れ

社会福祉施設等は、鹿児島県社協から通知する「介護等体験受入決定通知書」(様式10)に基づいて学生の受入れを行う。

### (3) 証明書の発行

社会福祉施設等の長は、学生が介護等体験を終了したことを証明するため、学生が持参する「介護等体験証明書」(様式7)に必要な事項を記入し、署名捺印(施設長名)を行い、本人に発行する。

### (4) 介護等体験報告書(兼請求書)の提出

社会福祉施設等の長は、学生の介護等体験終了後、速やかに、「介護等体験報告書(兼請求書)」(様式8)を鹿児島県社協に提出する。

### (5) 社会福祉施設等の事情による変更

決定通知発行後の変更は原則として認められないが、社会福祉施設等の事情によりやむを得ず変更が生じた場合は、社会福祉施設等は、鹿児島県社協に対して、速やかに連絡するものとする。

### (6) 個人情報の取扱い

社会福祉施設等は、受け入れる学生の個人情報については介護等体験のために使用するものとし、目的以外には使用しないものとする。

## 8 大学等の主な業務

### (1) 申込書の取りまとめ及び提出

大学等は、学生から「介護等体験希望学生個人票(写真付き)」(様式4)の提出を受け、記入漏れ等がないか確認の上、「介護等体験申込書」(様式1)に取りまとめ、鹿児島県社協へ令和8年4月30日(木)までに一括して申込みを行う。

### (2) 介護等体験受入決定施設の学生への通知

大学等は、鹿児島県社協から通知された「介護等体験受入決定通知書」(様式9)に基づき、学生本人に対して介護等体験受入決定施設を通知する。

### (3) 学生に対する事前指導(オリエンテーション)の徹底

大学等は、学生に対し、介護等体験実施のための十分な指導と注意を行うとともに、社会福祉施設等への理解を深めるためのオリエンテーションを行う。

なお、介護等体験において知り得た情報は、決して口外しないこと(プライバシーの保護)については、特に十分な指導を行うこととする。

### (4) 介護等体験の変更及び辞退

決定通知後、介護等体験の実施施設及び期日の変更は、原則として認められないが、やむを得ない事情により変更若しくは辞退する場合、大学等の長(若しくは学部の長)は、鹿児島県社協あてに「介護等体験の辞退・変更届出書」(様式2)により届けることとする。

その際、大学等の長(若しくは学部の長)は、受入社会福祉施設等に対しても速やかに連絡をとるものとする。

## 9 介護等体験に伴う事故等への対応

### (1) 保険等への加入

介護等体験に伴い想定される事故等についての保険については、大学等で対応すること。

### (2) 健康診断書の提出

学生は、社会福祉施設等での介護等体験における施設利用者等の健康管理のため、事前に、健康診断書(当該年度、写し可)を自分が体験する社会福祉施設等に対し、直接提出しなければならない。

### (3) 感染症への対応

大学等及び社会福祉施設等は、学生に対して、それぞれが実施するオリエンテーションの際に「感染症の対応」について下記の事項をふまえ指導することとする。

- ① 介護等体験に関し学生の指導援助にあたる関係者は、社会福祉施設等には乳児から高齢者まで、あらゆる年齢層の方や障害のある方、病弱な方、疾病のため現に治療を受けている方が利用したり、入居していることとあわせて、感染症に対する抵抗力の弱い方や免疫力の低い方がいることを学生に認識させ、健康管理や感染予防に十分努めるよう指導すること。(例:うがいや手洗い、マスク、検温等)
- ② 発熱・下痢・発疹等がみられ体調の異常を感じながらの介護等体験は、厳に慎むとともに速やかに診察や検査による診断を受けさせるよう指導すること。
- ③ 感染症について専門家の意見に基づき必要と認められる場合には、細菌培養検査等を求められることがある旨を事前に周知させること。

#### (4) 事故等があった場合の処理

介護等体験期間中に対人・対物等の事故が生じた場合は、大学等は鹿児島県社協に対し「介護等体験事故届出書」(様式5)により事故の状況及び事故処理について報告をしなければならない。

### 10 介護等体験の費用等

- (1) 社会福祉施設等での介護等体験に要する費用は、あらかじめ大学等において学生から徴収する。  
費用は、学生1人につき、**8,500円**とする。  
なお、費用の内訳は下記のとおりとする。

社会福祉施設等への協力費	: 5,000円 (1人1日当たり1,000円×5日)
鹿児島県社協調整管理費	: 3,500円

- (2) 大学等は、対象学生から上記費用を取りまとめた上、「介護等体験申込書」(様式1)を鹿児島県社協に提出し、鹿児島県社協が指定する下記銀行口座に**令和8年4月30日(木)まで**に振り込むものとする。

振込先	: 鹿児島信用金庫 郡元支店 (普通) 7511150
名義	: 社会福祉法人 鹿児島県社会福祉協議会 (フク)カゴシマケンシヤカイフクシキヨウギカイ

- (3) 鹿児島県社協は、学生の介護等体験終了後、社会福祉施設等からの「介護等体験報告書(兼請求書)」(様式8)により当該社会福祉施設等が指定する銀行口座に上記「社会福祉施設等への協力費」を払い込むものとする。
- (4) 学生が社会福祉施設等でとる昼食代等、介護等体験中に生じた必要な実費は、直接、学生が社会福祉施設等に支払うものとする。
- (5) 大学等から払い込まれた介護等体験に要する費用は、原則として、決定通知日以降は、理由の有無にかかわらず返還しないものとする。

### 11 介護等体験の取消し及び中止について

- (1) 鹿児島県社協は、社会福祉施設等から学生に下記に該当する行為があったために、介護等体験の受入れを取消し又は中止したい旨の連絡があった場合は、状況を確認の上、取消し又は中止が適当と認められたときは、取消し又は中止を了承する旨を社会福祉施設等及び大学等に報告する。

- ① 社会福祉施設等の定める介護等体験に係わる指導事項に従わず、著しく介護等体験の趣旨に外れた行為を行ったとき。
- ② 社会福祉施設等利用者の人権を侵害する行為があったとき。
- ③ その他、上記事項に類する行為があったとき。

(2) 大学等は、介護等体験の取消し又は中止となった学生に対して通知すること。

なお、取消し又は中止を受けた学生は、当該年度において、原則として、再度、介護等体験を希望することはできないものとする。

(3) 社会情勢等により受入を途中で辞退する社会福祉施設等は、理由を付し、文書にて受入辞退の報告を鹿児島県社協に行うものとする。